

広沢池公園保存計画（仮称）の策定に向けた 市民意見の募集について

広沢池の歴史的景観を 未来に伝えよう！



【広沢池の景観】

京都市では、右京区嵯峨の広沢池について、本市有数の貴重な景観を守り、都市公園として維持管理を行うために、「広沢池公園保存計画（仮称）」の策定を進めています。

広沢池は、古来より観月と眺望の名所として知られ、現在も、野鳥観察や散策、五山送り火の鑑賞や灯籠流しの場などとして、市民の皆様が親しまれています。

この度、このような広沢池の良好な景観や環境などを後世に保全・継承していくための方針をとりまとめるに当たり、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。



パコメくん

●応募期間 平成30年10月24日（水）～平成30年11月26日（月）【必着】

●応募方法 郵送、FAX、ホームページの意見募集フォーム又は電子メール
※様式は自由です（別紙のご意見記入用紙をご利用いただけます）

●応募先 京都市建設局みどり政策推進室

住所：〒604-0911 京都市中京区河原町二条上清水町359番地 ABビル3階

電話：075-741-8600 FAX：075-212-8704

メール：ryokusei@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kensetu/0000243424.html>

「広沢池公園保存計画（仮称）」案の本冊については、ホームページにて掲載いたします。

広沢池の沿革

広沢池のはじまりは、10世紀に寛朝僧正が遍照寺を建立した際に開削したという説と、秦氏系統の渡来系氏族が8世紀頃に灌漑用として造った池を修築拡張したという説などがあります。

平安時代には、広大な池のほとりに、遍照寺の一部であった観月堂や釣殿のほか、大覚寺の宮の観月亭であった潜龍亭がありました。また、西岸近くの観音島（及びそこに建てられた観音堂）には遍照寺から橋がかけられていました。観月の勝地として、大宮人が盛んにこの池を訪れ、詠歌も多く、歌枕として名所となりました。

○文学に見る広沢池

観月と眺望の名所であったことが、様々な文学に描かれており、広沢池は、酒とともに楽しむ風流な場でもありました。池畔の道には茶店が並び、水際には棧橋が出されていました。

○絵図に描かれた広沢池

近世の絵図には、広沢池と遍照寺山、北嵯峨の田園風景などが、現在とほとんど変わらない姿で描かれています。



都名所図会（1780）
図出典：国際日本文化研究センター



左写真：黒川翠山撮影写真資料
右写真：佐藤辰三・佐藤旭撮影写真資料
図出典：京都府立京都学・歴史館 京の記憶アーカイブ

広沢池の現況

広沢池は、市街地内の野鳥の生息地として重要であり、「京都いきもの100選」にも選定されるなど、市内の探鳥地の一つとして知られています。江戸時代の紀行文からは、水面とともに水鳥の姿も景観の一部として楽しまれた様子がうかがえます。広沢池に生息するヒクイナ及びクイナは、いずれも絶滅危惧種（京都府カテゴリー）に指定されており、その生息環境の保全が求められています。

広沢池を含む周辺一帯は、歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）、風致地区第1種地域等の景観保全に関わる法規制が重層的に指定されており、ほぼ現状凍結的な厳重な保全が図られています。

広沢池の利用は、花見・紅葉鑑賞・月見等のほか、嵯峨野一帯を含めた散策利用が挙げられます。また、水鳥等の観察地として、多くの市民が訪れています。季節的な利用としては、五山送り火「鳥居形」（曼荼羅山）の鑑賞や灯籠流し、冬の鯉揚げなどがあり、いずれも季節の風物詩として市民に親しまれています。

広沢池の東岸からは、水面をはさんで、右手前の遍照寺山から遠景の山並みや北嵯峨の田園風景まで、ほとんど遮るものがない開放的な景観が展開しています。また、五山送り火「鳥居形」のある曼荼羅山を正面に望むことができます。



広沢池の魅力と価値

○広沢池の魅力

- ・平安時代から多くの歌や文学に取り上げられ、眺望と四季の景物（月、周囲の山並み、田園、水面、水鳥など）にすぐれた景勝地であったこと
- ・広沢池池畔からは、水面をはさんで、表情の異なる景観が広がっていること
- ・平安時代から江戸時代の景観が、現在までほぼ残されていること
- ・地域の方に親しまれ、大切にされていること

○広沢池の価値

- ・平安人にも愛でられ、多くの歌にも詠まれてきた景観・景物が、今日まで残され、引き継がれていること
- ・それら広沢池の景観・景物を、今も地域の方が大切に、誇りに感じておられること

これらの魅力や価値を踏まえ、広沢池の保存管理の目標を以下のとおりとします。

○平安人も愛でた広沢池の歴史的景観や自然環境を守り、未来に伝える



京都市建設局みどり政策推進室 平成30年10月発行
京都市印刷物 第304720号

市民による自治120年



◆保存管理の課題及び基本方針

	保存管理の課題	保存管理の基本方針	ゾーン	許認可の取扱い
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> クイナ類をはじめとする水鳥の生息環境の保全が必要 池の水質改善に向けた取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な生物生息地となる水面やヨシ原を保全します。 池の水質改善を検討します。 	①⑤⑥	
歴史的景観の保全及び改善	<ul style="list-style-type: none"> 現在まで残る景観を継承していくことが必要 水面や山並みへの眺望の改善が必要 池に面した景観の改善が必要 既存植栽（サクラ類）の生育の改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 広沢池の水面をはさんで広がる眺望景観を、池外周のさまざまな場所から体感できる公園とします。 歴史的景観の妨げになる要素の改善を検討し、池外周から水面への見通しを確保します。 歴史的視点場（月見の視点場としての観音島など）を保全します。 池東岸から北嵯峨や曼荼羅山（鳥居形）への眺望を活かすため、既存の植栽木を適切に管理します。 	②③	<p>【植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄付等による植栽は、池を望む景観の妨げとしないことを原則とします。 <p>【施設：設置・占用許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広沢池の景観に適合し、魅力や活力の向上につながる施設に限定します。 現在の景観の構成要素となっている既存施設は引き続き許可を行います。
歴史的景観の活用	<ul style="list-style-type: none"> 多様な景観を楽しめる視点場整備が必要 危険箇所への対応策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 池西岸及び東岸の視点場の整備を検討します。 池周囲の危険箇所について、安全確保のための対策を検討します。 	②④	<p>【行為：許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広沢池の景観に適合し、魅力や活力の向上につながる行為に限定します。 現在の景観の構成要素となっている既存行事等は引き続き許可を行います。
歴史的景観継承の支援	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観継承の支援につながる新たな管理の仕組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観や自然を活かした公園として、保存管理を行います。 公園の維持管理や活用について、市民や事業者等との協働を図るとともに、地域の方の思いやご意見を活かす仕組み等の検討を行います。 	対象地全体	

◆ゾーニング及び保存管理方策（案）

①自然環境保全ゾーン
・今ある自然環境の保全を最優先とするゾーン

○原則として手を加えず、自然の推移に委ねます
○原則として新たな施設整備は行わないものとします

②眺望景観改善ゾーン
・西岸から遍照寺山や音戸山への眺望を楽しむゾーン
・対岸(東岸)からの眺望景観を確保するゾーン

○景観の妨げとなる新たな植栽は行わないものとします
○眺望景観を守るために既存サクラの樹高・枝張りを一定以下に維持します
○対岸からの景観に支障となる樹木の除去を検討します
○水面への見通しを妨げる支障木や雑草等を除去します
○水辺の雑草除去や転落防止など、観音島及び流入堰周辺の安全対策を検討します

③池畔景観改善ゾーン
・一条通から池の水面越しに愛宕山や遍照寺山への眺望を楽しむゾーン

○一条通からの景観の改善を検討します
○サクラの踏圧防止と人止めを兼ねた植栽の充実を検討します
○護岸からの転落防止等の安全対策を検討します
○占用建物等の修景・美観維持などを誘導します

④景観活用ゾーン
・東岸から北嵯峨や鳥居形への眺望を楽しむゾーン

○景観の妨げとなる新たな植栽は行わないものとします
○東岸道路を新たな視点場・散策路とするため、水面への見通しを妨げる支障木・雑草等の除去やベンチ等の設置を検討します。

⑤池畔植生管理ゾーン
・池畔の植生（ヨシ原等）を適切に維持するゾーン

○景観の妨げとなる新たな植栽は行わないものとします
○定期的・継続的な刈取りにより、ヨシ原を維持します

⑥水面保全ゾーン
・池(水面)の維持及び水質の保全を図るゾーン

○継続的な水質の確認により対策を検討します

◆保存管理の工程

・開園（公園への位置付け）（平成31年4月頃）から概ね5年間で良好な保存管理に向けた改善を行い、以降は良好な管理状態を継続します。

改善（支障木伐採等）

開園

良好な保存管理の継続

概ね5年後